

## 7 予算額等

単位：千円

	予算額	決算額	事業経費		経常経費		
			予算額	決算額	予算額	決算額	
移行前の組織の 最終1年間 (12年度)	東京国立博物館 A	3,267,081	A ( )	A 1,984,383	A ( )	A 1,282,698	A ( )
	京都国立博物館 B	1,321,292	B ( )	B 920,295	B ( )	B 400,997	B ( )
	奈良国立博物館 C	1,374,217	C ( )	C 988,243	C ( )	C 385,974	C ( )
13年度	予算額・決算額	5,488,464	4,901,239	3,517,177	2,912,910	1,971,287	1,988,329
	独自財源からの収入額	568,637	568,637	568,637	568,637	0	0
	運営費交付金	4,611,820	4,148,772	2,640,533	2,160,443	1,971,287	1,988,329
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	308,007	183,830	308,007	183,830	0	0
14年度	予算額・決算額	5,564,989	5,390,753	3,438,256	3,236,595	2,126,733	2,154,158
	独自財源からの収入額	568,637	568,637	568,637	568,637	0	0
	運営費交付金	4,688,345	4,514,109	2,561,612	2,359,951	2,126,733	2,154,158
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	308,007	308,007	308,007	308,007	0	0
15年度	予算額・決算額	5,741,380	5,384,834	3,602,196	3,203,620	2,139,184	2,181,214
	独自財源からの収入額	574,323	574,323	574,323	574,323	0	0
	運営費交付金	5,127,857	4,771,311	2,988,673	2,590,097	2,139,184	2,181,214
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	39,200	39,200	39,200	39,200	0	0
16年度	予算額・決算額	9,005,688	9,338,220	6,729,134	6,993,615	2,276,554	2,344,605
	独自財源からの収入額	580,066	1,699,260	580,066	1,699,260	0	0
	運営費交付金	5,955,549	5,480,391	3,678,995	3,135,786	2,276,554	2,344,605
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	2,470,073	2,158,569	2,470,073	2,158,569	0	0
17年度	予算額・決算額	7,614,867	9,966,373	5,298,471	7,709,340	2,316,396	2,257,033
	独自財源からの収入額	681,152	1,471,031	681,152	1,471,031	0	0
	運営費交付金	6,622,211	7,686,875	4,305,815	5,429,842	2,316,396	2,257,033
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	311,504	808,467	311,504	808,467	0	0
18年度	予算額・決算額	7,148,598	7,381,856	4,781,518	5,298,799	2,367,080	2,083,058
	独自財源からの収入額	1,045,359	1,543,891	1,045,359	1,543,891	0	0
	運営費交付金	6,103,239	5,319,986	3,736,159	3,236,929	2,367,080	2,083,058
	補助金等	0	0	0	0	0	0
	施設費	0	517,979	0	517,979	0	0
備考 移行前は国の機関でありバランスシートを作成していないため記載不可能 H19.4.1以降は独立行政法人国立文化財機構に記載							

## 8 資産・負債・資本

### (1) 資産

単位：千円

	資 産				
	資 産 合 計	現 金 及 び 預 金	有 価 証 券	土 地	建 物
移行前の組織の最終1年間 (発足日前日)	A B C	-A -B -C	-A -B -C	-A -B -C	-A -B -C
13年度	150,132,970	1,125,510	0	38,215,098	28,420,661
14年度	157,000,333	2,946,720	0	38,432,398	28,474,352
15年度	157,324,258	3,266,539	0	38,824,695	27,295,083
16年度	174,882,976	3,789,183	0	38,824,695	40,379,448
17年度	175,304,808	2,671,554	0	38,824,695	39,543,717
18年度	175,632,675	2,075,710	0	39,283,675	38,972,313

### (2) 負債

単位：千円

	負 債				
	負 債 合 計	短 期 借 入 金	長 期 借 入 金		
			借 入 先	借 入 額	政府保証 の有無
移行前の組織の最終1年間 (発足日前日)	A B C	-A -B -C	-	-	-
13年度	1,758,545	0	-	0	-
14年度	1,874,993	0	-	0	-
15年度	2,437,492	0	-	0	-
16年度	5,147,542	0	-	0	-
17年度	4,827,147	0	-	0	-
18年度	4,762,115	0	-	0	-

### (3) 資本

単位：千円

	資 本			
	資 本 合 計	政 府 出 資 金	積 立 金	
			種 別	金 額
移行前の組織の最終1年間 (発足日前日)	A B C	-A -B -C	-	-
13年度	148,374,425	71,562,881	-	0
14年度	155,125,340	72,692,040	業務拡充積立金 施設改修積立金 積立金	78,825 48,757 304
15年度	154,886,766	72,692,040	業務拡充積立金 施設改修積立金 積立金	300,269 131,597 4,752
16年度	169,735,433	86,246,785	業務拡充積立金 施設改修積立金 積立金	39,696 42,084 105,686
17年度	170,477,660	86,246,785	積立金	105,622
18年度	170,870,559	86,705,765	前中期目標期間繰越積立金	2,661

備 考 移行前は国の機関でありバランスシートを作成していないため記載不可能  
H19.4.1以降は独立行政法人国立文化財機構に記載

## 9 現物出資・無償譲渡資産等

### (1) 現物出資された資産

単位：千円

	有形資産 (土地、建物、構築物、器具など)		無形資産 (ソフトウェア、電話加入権など)	
	資産名	金額	資産名	金額
	発足時 (13年4月)に国から現物 出資された資産	土地 建物 構築物	38,106,448 29,668,468 2,262,937	
13年度末	土地 建物 構築物	38,106,448 28,355,314 2,078,471		0
14年度末	土地 建物 構築物	38,106,448 26,994,607 1,873,959		0
15年度末	土地 建物 構築物	38,106,448 25,721,512 1,709,141		0
16年度末	土地 建物 構築物	38,106,448 24,661,855 1,589,706		0
17年度末	土地 建物 構築物	38,106,448 23,528,496 1,464,473		0
18年度末	土地 建物 構築物	38,152,338 22,483,630 1,354,141		0

### (2) 無償譲渡された資産

単位：千円

	有形資産 (土地、建物、構築物、器具など)		無形資産 (ソフトウェア、電話加入権など)	
	資産名	金額	資産名	金額
	発足時 (13年4月)に国から無償 譲渡された資産	收藏品 車両運搬具 工具器具備品	76,713,240 27,116 665,420	電話加入権
13年度末	收藏品 車両運搬具 工具器具備品	76,713,240 22,559 553,589	電話加入権	3,960
14年度末	收藏品 車両運搬具 工具器具備品	76,713,240 19,057 467,651	電話加入権	3,960
15年度末	收藏品 車両運搬具 工具器具備品	76,713,240 14,671 360,013	電話加入権	3,960
16年度末	收藏品 車両運搬具 工具器具備品	76,713,240 11,257 276,229	電話加入権	3,960
17年度末	收藏品 車両運搬具 工具器具備品	76,713,240 8,579 210,529	電話加入権	3,960
18年度末	收藏品 車両運搬具 工具器具備品	76,713,240 2,573 163,810	電話加入権	2,079

### (3) 土地、建物等の無償使用の提供を受けている有無

発足時(13年4月)	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末
無	無	無	無	有
17年度末	18年度末			
無	無			

10 法定監査、任意監査の有無と監査法人名等

13年度	法定監査	<p>監査法人名 中央青山監査法人</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国立博物館（以下、「法人」という。）の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。</p> <p>この監査に当たって、当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。</p> <p>監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）について、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。</p> <p>(2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。</p> <p>(4) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。</p> <p>法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
	任意監査	<p>監査法人名 -</p> <p>監査意見 -</p>
14年度	法定監査	<p>監査法人名 中央青山監査法人</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国立博物館（以下、「法人」という。）の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書（以下、「財務諸表」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。</p> <p>この監査に当たって、当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。</p> <p>監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）について、法人の採用する会計処理の原則及び手続は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に関する基準に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示しているものと認める。</p> <p>(2) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。</p> <p>(4) 決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。</p> <p>法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
	任意監査	<p>監査法人名 -</p> <p>監査意見 -</p>

15年度	法定監査	<p>監査法人名 中央青山監査法人</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国立博物館の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。</p> <p>当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。</p> <p>監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。 )が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国立博物館の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>(2) 利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。</p> <p>(3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。 )は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。</p> <p>(4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。</p> <p>追記情報 重要な会計方針7.消費税等の会計処理に記載のとおり、独立行政法人は消費税等の会計処理方法について、税抜方式から税込方式に変更している。 独立行政法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
	任意監査	<p>監査法人名</p> <p>監査意見</p>
16年度	法定監査	<p>監査法人名 中央青山監査法人</p> <p>監査意見</p> <p>当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国立博物館の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、損失の処理に関する書類(案)及び附属明細書並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。</p> <p>当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。</p> <p>監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表(損失の処理に関する書類(案)を除く。 )が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国立博物館の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>(2) 損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認める。</p> <p>(3) 事業報告書(会計に関する部分に限る。 )は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。</p> <p>(4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。</p> <p>独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
	任意監査	<p>監査法人名</p> <p>監査意見</p>

17年度	法定 監査	監査法人名	あずさ監査法人
		監査意見	<p>当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国立博物館の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、損失の処理に関する書類（案）及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等に対する意見を表明することにある。</p> <p>当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は第5期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第4期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。</p> <p>監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表（損失の処理に関する書類（案）を除く。関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国立博物館の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。</p> <p>(2) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。</p> <p>(3) 事業報告書（第5期事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。</p> <p>(4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。</p> <p>追記情報 重要な後発事象に記載されているとおり、独立行政法人国立博物館は平成18年5月22日付国有財産の現物出資申請に基づき、九州国立博物館用地として平成18年6月19日付で国から現物出資を受けている。 独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
	任意 監査	監査法人名	
		監査意見	
18年度	法定 監査	監査法人名	あずさ監査法人
		監査意見	<p>当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構（旧法人名 独立行政法人国立博物館）の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、独立行政法人の長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等に対する意見を表明することにある。</p> <p>当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。ただし、当監査法人は第5期事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち第4期事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表等に基づき記載されている。この合理的な基礎には、上記の監査を実施した範囲において、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。</p> <p>監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。</p> <p>(1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、独立行政法人国立博物館の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。(2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。(3) 事業報告書（第5期事業年度以後の各事業年度の会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。(4) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。</p> <p>追記情報 重要な後発事象に記載されているとおり、独立行政法人国立博物館は平成19年4月1日施行による、「独立行政法人国立文化財機構法」により独立行政法人文化財研究所を解散した上で、その組織及び業務を独立行政法人国立博物館に統合し、その名称を独立行政法人国立文化財機構と改めている。 独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。</p>
	任意 監査	監査法人名	
		監査意見	

(注) 法定監査義務のない法人は、法定監査の監査法人名の欄にその旨を明記すること。

1 1	収入及び支出に係る上位10位までの取引先の名称等	引き続き調査中
1 2	関係法人(特定関連会社、関連会社、関連公益法人)に対する出資額、関係法人の売上額等	引き続き調査中